

別記様式第1（第1条関係）

アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
松阪市アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
三重県松阪市
- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

（1）地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

松阪市は、「北海道の名付け親」でありアイヌの人々の良き理解者であった松浦武四郎（1818～1888）の生誕地であり、郷土の偉人として松浦武四郎を顕彰する事業を実施している。平成6年（1994）7月に開館した松浦武四郎記念館を中心に文化、教育、地域振興など部局を横断した武四郎の顕彰活動を行っており、160年以上前に武四郎が目指したアイヌと和人が共に生きる社会の実現を目指して、武四郎が愛したアイヌの人々の歴史や文化に触れることができる取り組みを行っている。

例えば、松浦武四郎記念館においては、武四郎とアイヌの交流を紹介する企画展示やアイヌ文化が体験できる機会の提供、企画振興部局では地域をあげて武四郎の功績をたたえるイベント「武四郎まつり」を開催し、アイヌの伝統文化である古式舞踊の鑑賞や、教育部局では市内の小学5年生全児童を対象に副読本を使った松浦武四郎とアイヌの人々の交流について学習するなど、多種多様なアイヌ文化の普及・啓発に向けた取り組みを行っている。

また、松阪市総合計画（令和2年度～令和5年度）では、「人も地域も頑張る力」を政策に掲げ、「社会教育の推進、文化の振興、人権尊重・多様性社会の推進」を取り組むべき施策に位置づけるとともに、松阪市人権施策基本方針においては、人権課題解決のための基本施策に「アイヌの人々の人権」掲げ、その実現に向けて松阪市人権施策行動計画で具体的な取り組みを定めるなど、今後の本市の取り組みの中でも、こうした活動を推進し、さらなる充実を図ることを計画している。

160年以上前に松浦武四郎がアイヌの人々への理解を求め、共生の社会を目指した武四郎の心を本市においても受け継ぎ、今後もさらにアイヌ文化に触れる機会をつくり、アイヌの人々の歴史や文化が正しく理解される機会を設けることで、市民が豊かな心を育む共生のまちづくりを進めていきたいと考えている。

※アイヌ文化関連団体

・武四郎まつり実行委員会

設立：平成7年12月、代表者：山中和儀、委員数16名

※アイヌ文化関連施設

・松浦武四郎記念館

所在：三重県松阪市小野江町383番地

現況：平成6年7月開館。重要文化財の指定を受けた「松浦武四郎関係資料」には、アイヌ民族資料として国内で初めて重要文化財の指定を受けた資料が含まれている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

松阪市が生んだ偉人「松浦武四郎」を通して、アイヌ文化に触れる機会を設け、アイヌ文化継承団体等との交流活動を推進し、武四郎への誇りや郷土愛の醸成、アイヌ文化の理解、人権意識の高揚など、豊かな心を育む。

(3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
KPI	武四郎まつり来場者数	松浦武四郎記念館入館者数
令和6年度 (基準年度)	3,500人/年間	12,000人/年間
令和7年度	4,000人/年間	12,500人/年間
令和8年度 (中間目標)	4,500人/年間	13,000人/年間
令和9年度	5,000人/年間	13,500人/年間
令和10年度 (最終目標)	5,500人/年間	14,000人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ古式舞踊の披露等によるアイヌ文化普及啓発事業…アイヌ古式舞踊を披露可能な団体やアイヌ文化に精通した団体の招聘を行い、本市及び武四郎まつり実行委員会主催の「武四郎まつり」にて披露するほか、アイヌ文化体験（民族衣装の試着、ムックリ演奏体験、アイヌ文様の切り絵体験等）の機会を設け、本市の偉人松浦武四郎と深い関係を持つアイヌの伝統文化を普及啓発する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■松浦武四郎記念館展示事業…松浦武四郎記念館において、館蔵のアイヌ民族資料を中心に、武四郎とアイヌの人々との交流を紹介する展示を行うとともに、アイヌ文化に関する講座を開催する。また、令和6年度は松浦武四郎が描いたアイヌの人々が狩猟する様子を描いた「アイヌ狩猟図」の複製を作成し、展示で活用する。

■松浦武四郎記念館交流事業…ウポポイにおいて「松浦武四郎 in ウポポイ」を開催し、アイヌの人々と深く交流した松浦武四郎とそのふるさとである松阪を紹介する。また、松浦武四郎や武四郎に関わる北海道の歴史及びアイヌ文化の調査研究などで松阪市と連携協定を結んでいる札幌大学において武四郎とアイヌの人々との交流をテーマにした講義を行うほか、武四郎を通じて北海道各地との交流を図り、武四郎とアイヌの人々の交流について発信する。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和11年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-2と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付)

事業費：13,000千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付)

事業費：12,000千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準) 「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載(第2号基準)

■4-2に記載する事業は、本市主催の「武四郎まつり」等の地域振興事業等においてアイヌ古式舞踊の披露やアイヌ文化体験などを参加者向けに実施することで、アイヌの伝統文化への理解や関心を高め、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化に関連する資料等を展示することなどにより文化理解を促し、松浦武四郎がアイヌの人々と築いた関係性に想いを馳せることで地域におけるアイヌ文化への愛着心を抱ききっかけとなり、同時にアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会勢力やその関係者の関与の可能性

4の事業については、松阪市の事業として実施するものであり、反社会的勢力やその関係者の関与はない。また、アイヌ古式舞踊の披露によるアイヌ文化普及啓発事業はじめ市内関係団体を以って構成される「武四郎まつり実行委員会」への委託を想定しているが、当該委員会に関しても反社会的勢力やその関係者の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

6で記載の事業（1）については、事業担当部署である松阪市企画振興部三雲地域振興局地域振興課内の武四郎まつり実行委員会事務局にて平成8年2月から29回以上の開催実績があり、武四郎まつり実行委員会ではそのほとんどの開催においてアイヌ文化関係団体等を招聘しており、事業は円滑かつ確実に実施するに足る。また、事業6で記載の事業（2）については、事業担当部署である松阪市産業文化部文化課松浦武四郎記念館において、これまでもアイヌ文化を紹介する展示等を行ってきた経緯があり、開館から28年が経過した現在、館長をはじめとしたスタッフの企画運営の確実性は事業を円滑に実施されると見込まれる。なお、同様のイベントにおいて地域住民からの反対意見は出されていない。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIである武四郎まつり来場者数、松浦武四郎記念館入館者数について、実績値を報告する。また、庁内関係各部局にて目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度3月に庁内関係各部局にて効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。